

レバノン被災民に係る物資協力の実施について

（令和 6 年 1 1 月 2 9 日
閣 議 決 定）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 7 9 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、レバノン被災民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、令和6年度において、国際連合難民高等弁務官事務所(以下「UNHCR」という。)に対し、現在、レバノンにおいてレバノン被災民に対して行われているUNHCRの活動に協力するために必要な

- | | |
|---------------|---------|
| (1) 毛布 | 6, 500枚 |
| (2) ビニールシート | 2, 500枚 |
| (3) スリーピングマット | 6, 500枚 |

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 本年9月中旬以降、イスラエル軍がベイルート南郊ダーヒエ地区、レバノン南部、東部等への大規模な空爆を実施し、加えて10月1日以降は地上作戦を実施したことにより、約100万人を超える避難民がレバノン国内で避難生活を余儀なくされているほか、周辺国にも多くの避難民が流入している。
- 2 レバノンでは、上述の被害に伴い、生活必需品が極端に不足し、人道的見地から看過し得ない状況となっている。
- 3 UNHCRは、レバノンにおいて被災民救援等の人道的な国際救援活動を実施しているところ、今般、UNHCRから我が国政府に対し、レバノンにおけるレバノン被災民に早急に必要とされる毛布、ビニールシート及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。